教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に日光市を被告として（訴訟において日光市を代表する者は日光市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に日光市を被告として（訴訟において日光市を代表する者は日光市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地図及び各筆各権利別清算金明細書は省略し、それらを栃木県日光市今市本町1番地の日光市建設部都市計画課において閲覧できる。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

岩手県盛岡市本宮一丁目八番二八号

有限会社朝日衛生社

清算人　宮野　正光

解散公告

当社は、平成二十一年十月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

秋田県鹿角市花輪字荒屋敷一五五番地

有限会社美加多工務店

清算人　三ケ田幸三郎

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都杉並区下高井戸五丁目一二番一五号

株式会社サンタス

代表清算人　近藤　鋼一

解散公告

当社は、平成二十一年八月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都新宿区四谷一丁目四番地あると法律経済綜合事務所気付

センチュリープロパティ特定目的会社

代表清算人　籾山　正人

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号日本橋ＫＮビル四階

株式会社ＣＩＰＡ

代表清算人　竹爪　征夫

解散公告

当組合は、平成二十一年十月八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都日野市多摩平七丁目二三番二三号

日野市商業協同組合

代表清算人　鈴木　啓之

解散公告

当社は平成二十一年十月一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都文京区本郷四丁目一三番一〇号

日新工業株式会社

代表清算人　石水　三郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

新宿ホールディング一般社団法人

代表清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

新宿ディベロップメント特定目的会社

代表清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十一年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

横浜市鶴見区大東町一番地四

有限会社エム・ケイ・オフィスプランニング

清算人　小林　一之

解散公告

当社は、平成二十一年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

横浜市中区長者町九丁目一四〇番地

有限会社蓼科

清算人　安　泰　成

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

神奈川県海老名市河原口一三二〇番地

株式会社アイン

代表清算人　田島　哲夫

解散公告

当社は、平成二十一年十月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

神奈川県相模原市淵野辺五丁目一一番一〇号

カルピス物流サービス株式会社

代表清算人　根石　廣昭

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

京都府船井郡京丹波町曽根北ノ坊一一二番地

テーワイ商事株式会社

代表清算人　安井　孜